

## よくあるお問い合わせ

Q：「機材製造者指定」に登録すると、どうなりますか？

A：大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室が発注する設備工事において、設計図書等に機材を機材製造者指定一覧表から選定する旨を記載しています。

そのため、機材製造者指定一覧表に記載されていれば、使用機材として選定されることができます。

Q：指定する機材とはどのようなものがありますか？

A：「機材製造者指定一覧表」をご覧ください。

Q：公共建築室において機材製造者指定された機材は、大阪府以外の団体（市町村等）でも指定登録されたことになるのですか？

A：本機材製造者指定制度は、公共建築室が独自に設定している制度です。

Q：更新申請は必要ですか？

A：機材製造者指定の更新は自動更新となります。ただし、社名、住所、連絡先等の登録内容に変更があった場合には、速やかに別表2に定める書類を提出してください。

Q：他に聞きたいことがある場合はどうしたらよいですか？

A：下記へ直接お問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉

大阪府 都市整備部 住宅建築局 公共建築室 設備課 設備計画グループ

電話：06-6941-0351 内線 4640